

第5編

風水害対策編

◆第1章 総 則

令和7年3月
御前崎市防災会議

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市、県及び防災機関が行うべき市の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編 第4章 復旧・復興対策」によるものとする。

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	御前崎市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、県の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第 1 節 過去の顕著な災害

過去の顕著な災害は「資料編 4 災害履歴 4－1」による。

1 風水害

ア 台風

県下に大被害を与えた主な台風経路を見ると、下図のようになる。

この経路を大別すると、以下の3つの経路となる。

経 路	状 況
県下を南西方向から北東進するもの	ア この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。 イ ダイナ台風は980hPa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30～40m/sに達した。被害は全県下に及び、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。 ウ ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。
伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの	ア この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 イ 狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度970hPa程度であったが、湯ヶ島では総雨量753mmに達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。被害は伊豆全域にわたり、死傷1,500人、行方不明339人を初め、全壊、流失など未曾有の惨害をもたらした。 ウ 令和元年東日本台風（大型・強い）は、中心気圧955hPa程度で伊豆半島に上陸し、本件でも各地で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となり、県内で1,312棟の床下浸水が発生、伊豆の国市及び函南町に災害救助法を適用するなど、甚大な被害が生じた。
県の南部から駿河湾を北上するもの	ア この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。 イ また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。 ウ 昭和34年8月14日の7号台風（小型、強い）は伊豆西海岸をかすめて、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風は猛烈で、最大風速は石廊崎E48.8m/s、御前崎でW29.6m/sが観測された。雨は大井川中流域で300mmを越え、安倍川上流の梅ヶ島で470mmとなった。このため県の中中部、東部で大被害が発生した。山岳では倒木被害が大きかった。



上記3つの経路以外にも、本県から離れた場所を台風が通過することで本県付近に停滞する前線を刺激し豪雨をもたらす場合がある。昭和49年7月7日に発生した「七夕豪雨」では、対馬海峡を通過した台風第8号の影響により梅雨前線の活動が活発化し、県中部・西部を中心に大雨となった。静岡では24時間降水量508mmを記録し、死者44人、家屋全壊241戸など甚大な被害をもたらした。

イ 低気圧

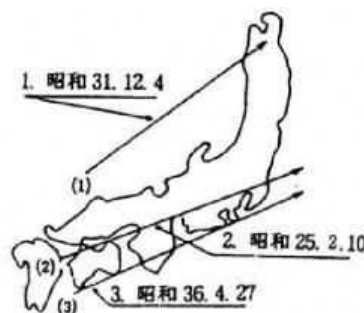
(ア) 低気圧による被害は、大雨と強風によるものである。

県下に影響する低気圧の経路は、右図のようになる。

(イ) (1) の経路の時は、これに伴う寒冷前線の突風や竜巻による被害が多い。

(ウ) (2) (3) の経路の時は大雨になることが多く、中心も近いため風も強まる。

(エ) また(1)と(2)が同時に起こり大雨を降らせることも多い。



経 路	状 況
(1) の例	ア 昭和31年12月4日に日本海を通過した低気圧は、秋田沖で発達し、これに伴う寒冷前線が4日の午後通過し、海上や海岸地方では5日にかけて強風が吹き波が高かった。 イ 最大風速は石廊崎でW27.2m/s、御前崎でW19.7m/sを観測した。 ウ この風による波のため、賀茂郡松崎町では国道が破壊されて不通となり、南伊豆町沖合では、出漁中の漁船が突風のため転覆した。
(2) の例	ア 昭和25年2月9日～10日にかけて東支那海から東進した低気圧は、発達しながら九州から本州を横断し、中心気圧990hPaで静岡県を通過して関東へ去った。 イ 9日6時ごろより風雨が強くなり、最大風速は御前崎W26.7m/s、石廊崎SW22.6m/sとなり、雨量は湯ヶ島160mm、瀬戸谷115mmで大井川が増水した。 ウ このため非住家の倒壊一戸、道路の崩壊、屋根、ガラスの破損、木材の流失などの被害があった。
(3) の例	ア 昭和36年4月26日～27日、九州南海上を北東に進んだ低気圧は、発達しながら太平洋沿いに通った。 イ 26日夕刻から風雨が強まり、最大風速は石廊崎23.3m/s、御前崎SSW19.8m/s、雨量は静岡125mm、稲取120mm、島田118mmが観測された。 ウ このため各地で土砂崩れによる交通不能や、電話線の不通、家屋の浸水などがあった。

2 竜巻

ア 竜巻は寒冷前線や台風に伴うものが多い。

県下の主たる竜巻の発生状況を右の図に示す。

イ 主たる発生地は、安倍川河口付近と遠州灘沿岸部に多い。

ウ このほかに伊豆の東や南海上と御前崎沖で発生しているが明確ではない。

エ 特に顕著なものとしては昭和37年8月26日の台風に伴って天竜川河口付近に発生して浜松市を襲ったもので、負傷36人、破損700戸以上の被害があった。

オ いずれにしろ、竜巻は予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので予防が困難である。



県下を襲った竜巻の発生地と経路
(明33～昭39)

3 地すべり等

地すべりは春から夏にかけての豪雨時期に多く発生しやすい。

4 土石流

ア 令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約2km上流、標高約390m付近）から逢初川に沿って流下した。

イ この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、死者28人、住家全壊53棟など甚大な被害をもたらした。

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

「共通対策編 第1章 総則 第4節 予想される災害と地域 3 風水害」に準ずる。

2 高潮・高波

「共通対策編 第1章 総則 第4節 予想される災害と地域 4 高潮・高波」に準ずる。

3 土石流・地すべり・がけ崩れ

「共通対策編 第1章 総則 第4節 予想される災害と地域 5 地すべり・山崩れ等」に準ずる。

第2章

災害予防計画

第1節 総則

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平常時から行う措置について定めるものとする。

市及び県は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市及び県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅建築の禁止のみならず、市又は県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

水害の未然防止と被害の軽減を図るために必要な対策（事業）に関する計画とする。

1 河川の特徴

ア 市内の主要な河川には、二級河川の新野川、朝比奈川、横舟川、箴川、中西川があり、そのほかに門屋川、高松川、御手洗川等がある。これらの河川は、いずれも大部分の区域において改修が図られている。

イ 河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化による水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、定性的、定量的に把握し難い多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

2 河川の治水対策

河川は、治水機能の向上、良好な水環境の回復を図るため、必要な整備と適切な管理を推進する。改修にあたって、自然景観や生態系の保全に配慮し、憩いとやすらぎの場として市民に愛され親しまれる水辺環境づくりを推進する。

3 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

ア 市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節3を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、「御前崎市地域防災計画」において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

イ 市は「御前崎市地域防災計画」において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。

（ア）要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。

（イ）大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。

ウ 上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

（ア）浸水想定区域内に位置し、「御前崎市地域防災計画」に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪

水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

(イ) 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(ウ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。

(エ) 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるものとする。また市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(オ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

エ 市長は、「御前崎市地域防災計画」において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

オ 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 河川改修事業

ア 二級河川については、未改修区間の改修を県に要請する。

イ 準用河川については、護岸堤防のかさ上げ工事など、国、静岡県補助事業と御前崎市単独事業により改修を進める。

5 水防資材の整備

本市は、災害時の水防に万全を期すため適宜水防倉庫の整備を図り、「静岡県水防計画」に定める基準に基づき水防資材の備蓄に努め、常に使用できるよう整備点検を行うものとする。

6 気象情報等の収集、伝達

県と連絡を密にし、河川流域の降水量等気象状況の収集、伝達に努める。

7 危険区域の巡視

災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を、水防団（消防団）その他関係団体及び一般住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たるものとする。

第3節 海岸保全災害防除計画

1 海岸の特徴

ア 本市の海岸延長は約25.8kmあり、東から駿河湾沿岸、遠州灘沿岸の二つに区分されている。

沿 岸	状 況
駿河湾沿岸	海底勾配が急で波のエネルギーが減衰することなく直接海岸に影響するため、高波が来襲する。
遠州灘沿岸	海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や沿岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では侵食が全域で顕在化している。

イ 以上のように本市海岸は大別すると二つの沿岸に分かれ、それぞれ特徴のある海岸線を有しており、今後十分な調査、研究を行って高潮、侵食対策を講じていく必要がある。

2 海岸防災林造成事業

海浜からの強風や飛砂及び潮汐の被害から田畑や住宅を守るため、海岸線に整備されている海岸防災林においては、その機能を維持増進するための森林の管理を適切に行い、風害又は飛砂、高潮等による被害の軽減を図る。

3 離岸堤の対策

ア 海岸線の侵食、波浪防止のため離岸堤、突堤の建設を強力に国に要請し、その整備を図る。

イ 防潮堤、前面の消波堤設置を国及び県に要請し、安全性を更に強化する。

4 防潮堤の対策

ア 防潮堤の建設促進を強力に国及び県に要請する。

イ 高潮による浸水地帯の河口整備を防潮堤建設に併せ要請する。

第4節 港湾漁港保全災害防除計画

1 県

県営の港湾海岸の総延長は87.1km、県営漁港海岸の総延長は35.4kmであり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、県営港湾にあっては清水港ほか4港（延長9.9km）、県営漁港にあっては焼津漁港ほか5港（延長6.1km）である。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、港湾管理者は、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

更に、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

第5節 道路・橋りょう災害防除計画

市道等の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る方針である。

令和2年3月における市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。

落石等による道路交通危険箇所数

（平成8年度調査）

道路種別	落石、崩落	その他	計
一般市道	6	2	8
計	6	2	8

（県道路保全課）

道路管理者は、建設業者との協定に基づき発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

市及び県は、道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

第6節 土砂災害防除計画

1 土砂災害対策

ア 本市の土砂災害（特別）警戒区域として、急傾斜の崩壊351箇所、土石流16箇所、地すべり危険箇所1箇所、合計368箇所が存在している。（令和3年度末時点）

イ 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された崩壊危険区域については重点的に観察指導を行う。また、長雨、豪雨等が予想される場合は、危険箇所を関係機関と協力し随時パトロールする。

ウ 所有者等に対する防災措置の指導

被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

エ 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

崩壊危険箇所の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の指定区域と併せて、地域住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等）の規制が効果的に実施されるよう指導する。

2 砂防事業

土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

事業名	内 容
砂防事業	砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。

3 地すべり対策事業

市は、治山、治水上影響のある地すべりについては、地すべり防止区域に指定し、計画的に地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等を実施する。

県は、地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

事業名	内 容
地すべり対策事業	地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急地すべり対策事業	当該年発生の風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。

4 急傾斜地崩壊対策事業

市は、長期の降雨又は集中豪雨等によりがけ崩れの発生のおそれのある地域は、常に厳重な警戒を行い状況に応じて待避をさせ、防止工事を計画する。

県は、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

事業名	内 容
急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

区 分	内 容
土砂災害警戒情報の提供と活用	ア 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。 イ 市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 ウ 市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。 エ 県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。 オ 県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。
土砂災害緊急情報の提供	国土交通省は、河道閉塞によるたん水を発生原因とする土石流又は河道閉塞によるたん水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

6 土砂災害防止法の施行

区 分	内 容
土砂災害警戒区域等の指定、公表	市は、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、更には現場への標識・標柱の設置等により、周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努めるものとする。また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。 ア 土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間 毎年6月を土砂災害防止月間、6月1日～7日をがけ崩れ防災週間とする。 イ 市は、県の指導を得て、住民に対し次のような広報活動を実施する。 （ア）ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会の実施 （イ）危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布 （ウ）広報車による巡回広報活動

市地域防災計画	ア 御前崎市防災会議は、御前崎市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 (ウ) 「災害対策基本法」第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 (エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地 (オ) 救助に関する事項 (カ) (ア)～(オ)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 イ 御前崎市防災会議は、「御前崎市地域防災計画」において前項（エ）に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	ア 土砂災害警戒区域内に位置し、「御前崎市地域防災計画」にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。 ウ 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるものとする。
住民への周知	市長は、「御前崎市地域防災計画」に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
避難指示等の解除	市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について

	て、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。
事業者の対応	事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

7 その他のソフト対策

区 分	内 容
土砂災害警戒区域等の周知	土砂災害ハザードマップの配付や危険箇所警戒区域表示板の設置を行い、降雨の状況や危険情報を住民と行政が相互に通報しあうシステムを構築する。
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	市は県と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

8 がけ地対策（急傾斜地）

- （１）急傾斜地崩壊危険区域指定箇所の法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止工事を推進する。
- （２）がけ地危険区域にある住宅の移転を検討する。
- （３）急傾斜地崩壊危険箇所の周知及び警戒避難体制の充実に努める。

9 土石流対策

- （１）山地等の保全を図り災害の防止、被害の軽減に努める。
- （２）関係住民への土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立に努める。
- （３）山地における河川の水路工事、砂防えん堤工事を促進する。

第 7 節 山地治水災害防除計画

1 本市の山地災害対策

県は、地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

市及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激

甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

2 治山事業

- (1) 山腹崩壊危険箇所の予防治山工事促進を図る。
- (2) 山林の伐採時における再植林などの指導を行う。
- (3) 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

3 総合的な山地災害対策

- (1) 毎年度、6月1日～15日の間に県とともに、治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生 of 未然防止を図る。
- (2) 山地災害危険地区の情報を県民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。

4 浸水対策

- (1) 公共下水道事業及び都市下水路事業を推進する。
- (2) 浸水常習地について、河川断面の改良、浚渫により河床の安定を図る。
- (3) 道路横断暗渠の改良と区画整理事業施行区域と区域外との連結、排水路の改良浚渫を推進する。
- (4) 河川占用による架橋改良の指導、架設物禁止措置と撤去に努める。
- (5) 農業用水路及びを都市型水路の断面改良に努める。
- (6) 井堰、水門の改良を行うとともに井堰管理についての方策を樹立し、浸水防止に備える。
- (7) 浸水の著しい地区については、排水路の新設や合流点などの改良を図る。
- (8) 水路の定期清掃に努め、また、計画的な浚渫により浸水の防止を図る。

5 たん水対策

南部海岸沿いのたん水地域は、高潮による河口閉塞に伴うたん水を防止するため施設整備について国及び県に要請する。

第8節 林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められており、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるので、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第9節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に並行して各種事業を積極的に進めている。

1 ため池等整備事業

- (1) 決壊した場合に影響が大きい農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから補強対策や統廃合を実施する。
- (2) 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

2 農地保全事業

- (1) この事業は急傾斜地帯における土壌の流出を防止するための事業であるが、特に富士山麓一帯の耕地は火山灰質土壌のため、降雨時の表土流出により下流に土砂が流下して氾濫大被害を及ぼしている。
- (2) これらの農地の保全を図るため、富士山周辺の農地を対象に、排水路及びこれに付帯する農道の整備を行っている。

3 海岸保全事業

「海岸法」に基づき、津波、高潮、波浪等から農地の災害を防止するため、堤防、突堤、護岸等の新設・改修を行っている。

4 湖岸堤防補強事業

湖岸の既設堤防、樋門などで破損し、あるいは機能の低下した施設について補強改良を行い、背後地の農地、公共施設を保全している。

5 たん水防除事業

この事業は低湿地で、排水河川の変化及び地目変化等他動的原因による状況の変化により、著しく排水不良になった地区の排水機、排水樋門、堤防等の新設又は改修を行い、予想される農地及び農業用施設のたん水被害を未然に防止する事業で、県下各地のたん水常襲地域があるので、農林水産省採択基準に基づき実施している。

第10節 倒木被害防除計画

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市及び県は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第11節 盛土災害防除計画

市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第12節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「御前崎市避難指示等の判断・伝達マニュアル（令和2年12月）」を作成する。（令和3年3月改正）

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「御前崎市避難指示等の判断・伝達マニュアル（令和2年12月）」を作成する。（令和3年3月改正）
- (4) 県は、市が「御前崎市避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 市及び県は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（避難）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平常時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 市及び県は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第13節 避難誘導体制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第14節 防災知識の普及計画

原則として、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画 及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第11節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発」に準ずる。

加えて、市及び県は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ア 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- イ 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- エ 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

第15節 自主防災活動

共通対策編 第2章災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の防災活動」に準ずる。

第3章

災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき市及び県の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する市及び県の対応を定め、もって管下各河川、湖沼、海岸の洪水、津波又は高潮・高波による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」による。

第1節 御前崎市災害対策本部、 静岡県災害対策本部

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、市長及び知事がその対策を必要と認めるときに設置する。

必要に応じて、本部会議及び対策会議を開催し、市及び県が実施する応急対策等について協議・決定する。

各災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画」に準ずる。

第2節 情報収集・伝達

「共通対策編 第3章 災害応急対応計画 第4節 通信情報計画」に準ずる。

第3節 広報活動

「共通対策編 第3章 災害応急対応計画 第5節 災害広報計画」に準ずる。

第4節 水防組織

区 分	内 容
市の水防責任	市の水防責任は「資料編 8 水防関係 8-1 御前崎市水防計画書」（第3章）に定めるところによる。
御前崎市水防本部	水防本部体制は「資料編 8 水防関係 8-1 御前崎市水防計画書 別表1-1、1-2」のとおりとし、御前崎市災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。

第5節 指定水防管理団体、水防機関

1 指定水防管理団体

指定水防管理団体は、「資料編 8 水防関係 8-1 御前崎市水防計画書」（第2章）に定めるところによる。なお、指定水防管理団体が管理する主要な河川・海岸は新野川、箴川、御前崎海岸である。

2 水防機関

水防業務を処理する水防の機関は消防機関（水防団を含む。）をもって充てる。

第6節 水防に関する予警報

1 「水防活動」に必要な予報及び警報とその措置

静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報とその措置については「静岡県水防計画書」（第9章）及び「御前崎市水防計画書」（第10章）に定めるところによる。

2 洪水予報

洪水予報は「静岡県水防計画書」（第10章）に定めるところによる。なお、市には洪水予報河川は指定されていない。

3 水防警報

水防警報は「静岡県水防計画書」（第11章）に定めるところによる。

なお、市には水防警報を発表する河川は指定されていない。

4 水位周知河川における水位到達情報

水位周知河川における水位到達情報は「静岡県水防計画書」（第12章）に定めるところによる。御前崎市における水位周知河川は新野川である。

5 雨量及び水位の監視と通報

雨量については「静岡県水防計画書」（第13章第2節）、水位については「静岡県水防計画書」（第13章第3節）に定めるところによる。なお、市の水位及び雨量については、「資料編 8 水防関係 8-1 御前崎市水防計画書 第11章 雨量観測所及び水位観測所」に定めるところによる。

6 ダム、水こう門等及びその操作

ダム、水こう門等及びその操作については「静岡県水防計画書」（第6章）に定めるところによる。なお、洪水時の操作規則、操作規定等は「静岡県水防計画書 別冊」（ダム及び水門編）のとおり。

7 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第7節 通信連絡系統

通信連絡は「静岡県水防計画書」（第8章）に定めるところによる。

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、「資料編 8 水防関係 8-1 御前崎市水防計画書 別表4-ロ」に示す。

第8節 市の非常配備体制

市水防本部及び水防団の配備体制は資料編 8 水防関係 8－1 御前崎市水防計画書 第10章 水防活動」に示す。

第9節 水防信号及び水防標識

「資料編 8 水防関係 8－1 御前崎市水防計画書 第10章 第4節 水防信号及び水防標識」のとおり。

第10節 重要水防箇所

市内の重要水防箇所は「資料編 8 水防関係 8－1 御前崎市水防計画書 第7章 水防上注意を要する箇所」において示すものとする。

第11節 水防用資器材及び設備の整備 運用並びに輸送

「資料編 8 水防関係 8－1 御前崎市水防計画書 第8章 水防資器材及び設備の整備運用」において示すものとする。